

令和 7 年度	() 第 号	工 事 設 計 書		実 施 設 計	南 伊 勢 町				
工 事 名	穂原体育館トイレ改修工事								
施 工 場 所	度会郡南伊勢町 伊勢路 地内			調査	令和	年	月	日	
				技師		係			
工 種	建築改修工事								
工 事 金 額	工 事 価 格 消費税相当額								
				令 和 7 年 5 月 20 日					
工 期	契約の日 ~			60 日間		設計		検算	
工 事 の 仕 様 ・ 概 要				起 工 の 理 由 ・ 備 考					
仕 様 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事共通仕様書に準ずる 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事等共通仕様書に準ずる 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書に準ずる 三重県公共工事共通仕様書に準ずる									

名 称	材 料	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	摘 要					
令和7年度 穂原体育館トイレ改修工事						
直接工事費		1.00	式			内訳書による
共通仮設費		1.00	式			
純工事費		1.00	式			
現場管理費		1.00	式			
工事原価		1.00	式			
一般管理費		1.00	式			
工事価格		1.00	式			千円止
消費税相当額		1.00	式			10%
請負工事費						

名 称	材 料	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	摘 要					
A-1 直接仮設工事						
仮設及び養生費	体育館作業通路及び・トイレ内部	1.00	式			
清掃片付け費		1.00	式			
A-1－計						

名 称	材 料	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	摘 要					
A-2 既設撤去工事						
既設トイレブース撤去	男子トイレ 2500×970 処分共	1.00	ヶ所			
〃	女子トイレ 3300×970 処分共	1.00	ヶ所			
A-2ー計						

名 称	材 料	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	摘 要					
A-3 修繕補修工事						
床修繕工事	土間及びタイル補修約1.1m2程度	5.00	ヶ所			
既設トイレブース撤去跡補修	タイル目地モルタル程度	1.00	式			
男子トイレブース	2500×970 アシヤストサポート式H=1900 メラミン化粧板(標準色)	1.00	ヶ所			
女子トイレブース	2500×970 アシヤストサポート式H=1900 メラミン化粧板(標準色)	1.00	ヶ所			
A-3ー計						

名 称	材 料	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	摘 要					
A-4 給排水衛生設備工事						
洋式便器	ロータンク式、普通便座 CS232B、CS232BA、TC301同等品	3.00	組			
紙巻器	YH650同等品	3.00	個			
L型手摺	TS134GLCY8同等品	3.00	ヶ所			
排水改修衛生器具接続	既設研り、配管改修、器具取付 (男子1ヶ所 女子2ヶ所)	3.00	ヶ所			
給水改修衛生器具接続	既設研り、配管改修、器具取付 (男子1ヶ所 女子2ヶ所)	3.00	ヶ所			
既設排水閉鎖	既設研り、配管閉鎖 (男子1ヶ所 女子1ヶ所)	2.00	ヶ所			
既設給水閉鎖	既設研り、配管閉鎖 (男子1ヶ所 女子1ヶ所)	2.00	ヶ所			
A-4ー計						

穂原体育館トイレ現況写真

男子トイレ 遠景



男子 和式便器①(撤去)



男子 和式便器②(撤去)



女子トイレ 遠景



女子 和式便器①(撤去)



女子 和式便器②(撤去)



女子 和式便器③(撤去)



暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。